

九 発 行 日	八 振 替 単 位	七 最 低 額 面 金	六 払 込 金 額	五 発 行 額	四 発 行 方 法	三 用 振 替 法 の 適	二 法 律 及 び そ の 項	一 号 名 称 及 び 記 号	平 成 十 八 年 十 一 月 九 日	成 十 八 年 十 月 二 十 五 日	省 令 第 三 十 号	財 務 省 告 示 第 四 百 三 十 号	
平成十八年十月二十五日	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	五万円	百六十六億九千六百六十五万円	額面金額で百六十七億円	法律（平成十二年法律第十八号）国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）	成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	条第一項	回）利付国庫債券（五年）（第六十	平成十八年十一月九日	財務大臣 尾身 幸次	昭五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十八年十月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	昭五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十八年十月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	昭五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十八年十月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

十 発行価格

十一 利率

の経過利率

年一・二パーセント
年金積立金管理運用独立行政
人の理事長は、払込金額に加え、
次の算式により算出した金額を
第十八号の規定する期日に払い
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{35}{365}}$$

十三 初期利子

平成十九年三月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

平成二十三年九月二十日
額面金額百円につき百円

日本銀行

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 元利支
十八 払込期日

平成十八年十月二十五日